

ヒュームとカントのロック所有論批判

一 ヒュームの『人間本性論』

デイヴィッド・ヒュームは『人間本性論』の第三卷第二部第三節「所有を決定する諸規則について」で、それらの規則として直接の占有 (immediate possession)、『先占 (occupation)』、時効 (prescription)、『添附 (accession)』、相続 (succession) の五つをあげ、それぞれについて説明を加えている。彼は先占の規則が生じた原因として、「最初の占有 (first possession) は最も注意をひきつける。けだし、これを無視すれば、これにひき続く占有 (succeeding possession) に所有権を設定する理由は少しもなくなるであろう」ということをあげ、さらにこの部分に脚注をつけて次のように補足する。

森 村 進

ある哲学者たちは先占の権利を説明して、各人は自己の労働に対する所有権を持っている、と言う。換言すれば、各人がその労働をある物に加えるとき、その労働がその人にこの物全体の所有権を与えるのである。1・我々の獲得する事物に我々の労働を加えることができない種類の先占がいくつかある。例えば、草原に家畜を放牧して、よって以てその草原を占有するときである。2・これは添附によって問題を説明するものである。そしてそれは無用な循環である。3・我々はただ比喩的意義においてのみある物に労働を加えると言いうるにとどまる。適切に言えば、我々は労働によって物に変化を与えるだけである。これによっ

て我々と事物との間に關係が作られる。そしてこのことから、上述の原理に従って、所有権が起るのである。[Hume [1978], p. 505 n. 邦訳八五ページ。ただし少し訳文を変えた。強調は原文イタリック。]

ヒュームがここで念頭においている(労働による所有権取得)論者(以下「労働所有論者」と呼ぶ)の代表者はジョン・ロックである。よく知られているように、彼は『統治論』第二篇第五章「所有について」の中で、正にヒュームが批判しているような議論をして、その労働所有論は以後のヨーロッパで大きな影響力をふるった。ヒュームは「ある哲学者たち」と書いているが、その中にロックがはいることは明らかである。

ヒュームのこの簡潔な批判は果たして成功しているだろうか? 一つ一つ検討してみよう。

第一の批判について——ロックは放牧によって(一時でない)恒久的な土地所有権が発生するとは考えていなかったらしいから、この批判は的外れである。田中正司の指摘するように「ロックにも、牧畜を生存様式とする社会への言及はないが、牧畜社会への論及はか

なり付随的であるばかりでなく、彼はそれを狩猟社会や農業段階の社会と必ずしも明確に区別していない」(田中「一九七九」二一三ページ注(32))が、ロックはそのような付随的な言及においては、放牧者が現実に利用している土地に対する利用権しか認めていない——つまり、現実の利用から独立した永久的な所有権までは認めていない——ようである。たとえば彼は『創世記』に従って、「時代がくだってアブラハムのころになっても、人は自分たちの資産である羊や牛の群とともに、自由にあちこち遊牧した。そしてアブラハムは、異国にあってもこうしたのである」(Locke [1988] 第二篇第三十八節)と書いている。そしてロックが土地所有の根拠になる労働としてあげているのは、放牧ではなくて開墾や耕作である(Did. 第三十二節以下)。おそらくロックの考えでは、農業が土地の価値を飛躍的に増大させるのに対して、放牧はそうでないから、放牧による占有は土地所有の根拠にならないのだろう——ただし「私の馬が食べれた草」(Did. 第二十八節)は自分のものになるが(Cf. Bocker [1992], p. 570 n. 67)。しかしもし誰かが荒地を改良して牧草が育つようにしたらどうだろうか? 私

はロックならばこの人の土地所有権を認めると思う。

第二の批判について——ヒューム自身第三の批判で言っているように、有体物に労働を加えるという表現は比喩にすぎない。添附とはヒュームによれば「我々の既に所有する事物 (objects) と密接に結合しかつ同時にこの事物より劣るような事物があるとき、後者の事物の所有権を「……」獲得する」(Hume [1978], p. 509. 邦訳九〇ページ) ことだが、労働という活動を「事物」と呼ぶのは不自然だろう。従って労働による所有を添附に含める必要はない。もっとも日本民法第二四六条一項は「他人の動産に工作を加へたる者あるときは其加工物の所有権は材料の所有者に属す。但工作に因りて生じたる価格が著しく材料の価格に超ゆるときは加工者其者の所有権を取得す」(原文はかたかな書き。濁点と句点はない) と規定しており、この「加工」は第二四二—四四条が規定する「附合」および第二四五条が規定する「混和」とあわせて「添附」と呼ばれているから、労働による獲得を「添附」と呼ぶことがあながち無理だとは言えない。(日本民法のいう「添附」がヒュームのいう“accession”と全く同じであるわけではない。しかし私は後者につい

て考える際に前者の用語法が参考になると考える。) しかしそれでも労働を加えることを、有体物同士の結合である他の添附の様態と区別することには十分理由がある。次の段落以下で述べるように、ロックは労働を加えることによる価値の増加という要素を重視するからである。これに対してヒュームの添附の観念は、結合したものの間の連想という想像力の作用と結びついているだけで、価値の増大とは無関係である。

第三の批判について——ヒュームが最後に言及している「上述の原理」がいかなる原理なのか、私は確信が持てない。それは直前の第二の批判で言及されている、添附の規則のことだろうか？ もしそうだとすると、ヒュームが意味していることは、労働とその結果とは違うのだから、「労働は対象を変えることができるが、だからといって、われわれがその対象への権利を持つということにはならない。われわれが労働の対象に何を注ぎ込むのかは明確でなく」(Kolin [1992], p. 67) とらうことになるだろう。労働による所有は「比喩的意義」においてしか添附の一種と見なすことはできないというわけである。だがもしヒュームの批判がこの趣旨ならば、ロッ

クは、労働による所有は正に添附とは別物であって、前者の正当性は後者から導き出されるわけではないと答えることができる。

それとも「上述の原理」とは、この注に対応する直前の本文で説明されていた、先占の規則のことだろうか。

もしそう解釈するならば、ロックは先占と労働とは違うと答えることができる。重要なのは資源を価値あるものにするのであって、単に最初に占有することではない。

彼によれば財の価値の大部分——九割、いや九十九パーセント、いや九十九・九パーセント——を作り出すのは労働である (Locke [1988] 第二篇第四十一—四十三節)。

利用できる土地を先占しても遊ばせておく者は、ロックの理論では、財産の浪費を禁止する所有権の但し書き (ibid. 第三十一、三十八、四十六節) を満たさないために所有権を失うだろう。いや、そのような者は初めから所有権を認められないだろう。ロックの用語法では、価値を増大させるような活動だけが「労働」と呼ばれるように思われる。なおロックがはっきりと言っているわけではないが、価値の増大という要素は、土地の耕作だけでなく動物の狩猟や果実の採集や商業的取引においても

認めることができる。収集されないままの資源は物理的な意味では存在しているも直接人間の役に立つものではないから、狩猟や採集は、資源の浪費にならない限り、その潜在的価値を現実化する活動である。このことは野兎の狩猟の例 (ibid. 第二十節) を考えれば納得できる。また交易は財を一層価値のある場所、つまりそれに対するもっと大きな需要がある場所に移すことによって、その価値を増加させている (森村「一九九五a」一一〇ページ、「一九九五b」二三二—二三三ページ)。

ところで、最近ロックの所有論の詳細な検討を行ったジュレミー・ウォールドロンは、〈労働による所有〉を〈先占による所有〉に従属させようとするヒュームの以上の議論を、「人がある土地を耕作できる前には、彼それを占有して他人をその土地の利用から排除できるのでなければならぬ。さもなければ彼の耕作は彼らの共通の「使用」の権利の行使によって不可能になる」(Waldron [1988], p. 173) という趣旨の批判として解釈している。先占があれば〈労働による所有〉理論は余計なものにすぎないというのである。ウォールドロンの解釈は読み込みすぎではないかという気もするが、それも可能

な解釈には違いない。

労働には必ず先占が先行するというこの批判に対して、ロックはいかなる回答ができるだろうか。ウォールドロンはロックがとりうる二つの方法をあげている。第一は、土地は現実に耕作されるまでは共有（もっともロックの言う共有はむしろ無主の状態に近い）にとどまると認めることである。第二は、耕作のためにはその土地の囲い込みが必要だが、囲い込みの後できるだけ速やかに土地が耕作されることを条件として土地所有権が認められると主張することである。どちらの回答もロックが書いていることと矛盾しない (Ibid., p. 174)。いずれにせよ、すでに誰かの正当な所有物になっている土地を他人が労働を加えることだけによって取得できるなどはロックは考えていないから、先占の観念を持ち出さなくても、複数の〈労働による所有〉の主張が競合するという不確定性は生じない。

またウォールドロンはカントの『人倫の形而上学・法論』第十五—十七項もヒュームと同じ批判をしていると解している (Ibid., p. 174 n. 47)。だがその点に関する説明はない。そこで次の節でカントによるロック的労働

所有論批判を見てみよう。

二 カントの『人倫の形而上学・法論』

イマヌエル・カントは『人倫の形而上学・法論』第一部第二章第一節「物権について」の中で、「占有取得 [Besitznehmung] (apprehensio) が、万人各自の外的自由の法則と（したがってア・プリオリに）調和するための条件は、時間に関して先んずること以外のものではない」という理由によって、「外的対象の、したがってまた、区画された一定範囲の土地の根源的取得は、ただ先占 [Bemächtigung] (occupatio) によってだけ生ずることができる」(Kant [1919] 第十四項。アカデミー版二六三ページ。邦訳三九一ページ。ゴシック体は原文ゲシュペルト、丸かっこは原文のまま。以下カントからの引用は同じ)と主張し、これに対立するロック的な労働所有論を、彼の名前をあげずに批判している。

土地に対する加工 [Bearbeitung] (植樹、耕作、排水工事その他) は、土地の取得にとって必要であるかどうかが問題となる。答えは否である。なぜなら、

これらの(個性化の)諸形式は、単に偶有性にすぎないのだから、直接的占有の客体をなすものではなく、あらかじめ実体が或る主体の(彼のもの)として承認されている限りで、当の主体の占有に属し得るからである。加工は、最初の取得が問題となっている場合には、占有取得の外的標識以外の何ものでもなく、こうした標識は、もっと労の少ない他の多くの標識により代用されるものである。[Ibid.第十五項。アカデミー版二六五ページ。邦訳三九三―四ページ。]

土地について最初になされる加工、区画または一般に形態賦与は、土地取得の権限を賦与するものではない。言いかえれば、偶有的なもの占有は実体の法的占有の根拠を与えるものではない。そうではなくて、むしろ逆に、〈私のもの〉・〈汝のもの〉は、規則(「従物は主物に従う」)に従って、実体の所有権からの帰結でなければならぬのであって、また、すでに前もって彼のものとなっていないある土地に労力を費やす者は、その土地に対して徒労をなすにすぎないのである。こうしたことはそれ自体においてあまりにも明白

なので、あの非常に古くからの、そして今なお広く通用している俗説が生じたについては、次のようなひそかに人心を支配している迷妄、すなわち物件を擬人化して、まるで誰かがそれに対して労働を費やせば、そのことによって、彼はその物件を拘束して、彼以外のどの他人の用にも応じさせないようにさせようかのよう、人はそれらの物件に対して直接的「Eigentlicher」に権利をもつと思ひこむ迷妄以外には、他にその原因を挙げ難いのである。[Ibid.第十七項。アカデミー版二六八―九ページ。邦訳三九七―八ページ。かぎかっこ内は原文ラテン語]

私はこの批判が正鵠を射ているとは思わない。むしろ言いがかりに近いと思う。

第一に、労働Ⅱ加工には法的な所有が先行していなければならぬという批判に対しては、前の節に紹介したウォールドロンの示唆する回答ができる。ロックは、先占者は耕作によって初めて所有権を得られるとも、先占後なるべく早く耕作することを条件として所有権を得られるとも主張できる。カントは、合法的に土地に加工で

きるためにはその土地があらかじめ加工者のものになっ
ていなければならないと考えるが、その想定には根拠が
ない。ロックの労働所有論によれば、無主の土地は誰で
も耕作できる（そして専有できる）のである。もっとも
カントは、本来土地はすべての人間の「根源的な総体的
占有」(communio possessionis originalia)であると
主張する。この状態は、グロテュウスなどロック以前の
自然法論者が私的所有権発生以前の状態として想定して
きた原始的共有の状態と一見似ているが、それとは異な
る。この状態は、「経験的でもなく、また時間的諸条件
に依存するものでもない。むしろそれは一個の実践的な
理性概念である」(ibid. 第十三項。アカデミー版二六二
ページ。邦訳三九一ページ。また第十六項冒頭も見よ)。
それは万人に地上全体に対する何らかの権限を与えるら
しい。しかし一体いかなる実践理性がそう想定するの
か？ 意地悪く言えば、カントは所有権取得には全員
の同意が必要であるという後述の結論を導き出すために、
この前提を持ち出したのである。だがすべての人が、自
分の行ったことも見たことも聞いたこともない場所まで
含めて、地上のあらゆる場所を占有しているというこの

主張はとても奇妙に聞こえる。それよりもロックの無主
の状態の前提の方がよほど説得力がある。少なくとも、
多くの法体系が無主物先占の制度を持っていることから
もわかるように、外物の所有権の原始的取得のためには
あらかじめ誰か（加工者であれ、全人類であれ）の権利
が存在しなければならぬというカントの想定は、法理
論上必然的な根拠がない。

次に、〈万人の自由と両立する根源的取得の条件は時
間的先行でしかない〉という第十四項のカントの主張に
はロックも反対しないだろう。ロックも他人の所有する
土地を耕作した者がその土地の所有権を獲得するなど
は考えない。だが専有＝根源的取得の条件としての時間
的先行が、ロックの主張する労働における先行ではなく
て、占有における先行でなければならない理由は明らか
ではない。カントはその主張の直後に「こうした仕方
での取得の可能なことは、どんなにしても洞見されえず、
またいろいろと理由をあげて証明することもできない。
そうではなくて、それは実践理性の要請からする直接の
帰結なのである」(ibid. 第十四項。アカデミー版二六三
ページ。邦訳三九一ページ)と書いているが、これは私

には議論の放棄としか読めない。(一般にカントは、世界がこうであってほしいという自分の願望を論証できないのに断定する際に「実践理性の要請」なるものを持ち出すようだ。)これに対してロックならば、労働が価値を作り出すとか、人は(占有ではなく)労働によって初めてその行為者としての性質を対象に刻印できるとかいった、われわれの道徳的直観に訴えかける論拠によって、労働における先行という基準を弁護することができる。

労働所有論も先占理論と同様、立派に万人の自由と両立しうる条件である。それどころか、理性的な人間だったら、単に最初に資源を占有しただけの人に所有権を認める規則よりも、その資源を価値あらしめた人に所有権を認める規則の方を選ぶだろうと主張できる。

カントが「実践理性の要請からする直接の帰結」を持ち出して、天下りの先占のドクトリンを前提したことは、カント所有論の大きな欠陥である。「法論」の発表以来、それが批判され(たとえばショーペンハウアーの『意志と表象としての世界』第六十二節)、あるいは軽視され続けてきた原因の大きな部分はこの点にある。この欠陥は、彼が占有を「経験的占有」と「可想的占有」に

二分したことによって、複雑化することはない、癒されることはない。後述のように、カントが所有権は人と物との間の「直接的」関係ではなく人格間の関係だということ強調して社会契約論的アプローチを示唆していたという理由によって、その所有論の再評価をはかる論者が最近ドイツと日本に何人か出ているが(たとえば、私が目にしたものでは三島「一九九二」、松本「一九九二」【一九九三】「一九九四」、Brocker [1992]。なお高橋「一九九三」の「序説」も参照)、彼らもカントの〈根源的取得の要件としての先占〉という主張をバイパスすることはあっても、高く評価することはないようである(たとえば松本「一九九三」三三七―八ページ)。

私がカントによる労働所有論批判は失敗していると判断する理由に戻ろう。第三の理由は、労働所有論の代表であるロックは、カントが第十七項(二ページ前に引用)で想像を逞しくしてロックに帰しているような奇妙な擬人的物質観を持ってなどいない、ということである(以下、本節の議論については森村「一九九五b」第二節4(2)Ⅱも参照)。ロックは価値を生み出す労働が自然法の上で私的所有権の根拠であると言っているだけ

である。所有権が所有者と対象との間だけの「直接的」(カントがこの表現で意味しているのは、〈所有者と他の人々との間の関係とは無縁な〉という意味らしい)関係であるなどは考えていない。もしロックがそんなふうを考えていたら、ある物について、所有者以外の人は何ら権利義務関係がないのだから、それを奪ってはならない義務を持つこともない、ということになる。しかしロックは所有者以外の人々の義務を当然視しているし(わざわざ例をあげた方がよいならば、たとえば、「誰も他人の生命、健康、自由、あるいは所有物をそこねるべきではない」[Locke [1988] 第二篇第二十八節]。また「他人の所有物に対しては」他人は何の権利もないし、これを彼から奪おうとすれば、それは彼に対する侵害とならざるをえない」[ibid. 第三十二節]、次のように述べて所有権の排他性を強調してさえる。(言うまでもなく、排他性とは所有者と他人との間の関係である。)

いかなる人も、本人の同意がなければ、その所有物を、あるいはその部分でも奪う権利を持たないのである。このようなことがなければ、人々はまったく所有

物をもたないことになる。というのは、他人が、私が同意しないときでも勝手に私から奪って行く権利を持っているようなものは、実のところ私の所有物とは言えないからである。(ibid. 第三百二十八節)

ではなぜカントは、労働所有論者が「物件を擬人化」しているなどというばかげた非難をしたのだろうか？ その原因はカントの議論を読むだけでは必ずしも明らかではないが、今日彼の労働所有論批判を高く評価する論者の議論から推測することができる。たとえばブロッカーは次のように書いている。

所有 [Eigentum] は人と物との直接的な関係であるが人々相互の関係ではないという、今日まで支配的な観念は、確かにロックの個人主義的労働所有論に帰することができる。この理論は先占理論の契約像を征服し、それにとって代わり、それとともに、先占理論においてテーマとされていた、〈個人的・排他的所有権の「創設」の基礎づけのために人格間の同意が必要だ〉という洞察を破壊した。人間の労働がそれだけ

で、それ自体として「所有」を作り出すことができるならば、専有への第三者の同意は余計になる。そこから従って、ロックは(労働によって得られた)物自体を「所有 [Eigentum]」と呼んだが、——これだけが意味を持ちうるのに——物への権利をそう呼ばないのである。(後者によれば、ある物に関する [in bezug auf] 権利と義務の複合体という、所有の人格間的性格が認識できるのだが。) [Brocker [1992], p. 388. 丸かっこは原文のまま]

この主張をまとめると、カントのロック所有論批判は、ロックが①所有は人格間の関係だということを見落とし、それとともに万人の同意の必要性を斥け、そして②所有を関係というよりも物体とみなした、という点に論拠があるということになる。それに対する私の主張はこうである。——①は確かにカントによる批判の趣旨だったようだが、その批判は成功していない。②には根拠がないし、またカントによる批判とも関係がない。議論の都合上、まず②について述べ、次に①に移ろう。

プロッカーは、ロックが不当にも所有権ではなくその

対象物を「Eigentum」と呼んだと言って非難する。プロッカーのいう「Eigentum」は英語の「property」のことだろうが、この非難は単純に間違いだである。ロックは「プロパティ」という言葉によって所有物を意味することもあるが、所有権(もっと一般的には私的支配権)を意味することもあるからである(たとえば「どのようにして人が何らかの物の所有権 (Property in any thing) を持つようになったか」[Locke [1988] 第二十五節])。『統治論』における「プロパティ」の用法については、下川「一九九二 六一七ページを見よ」。

しかしプロッカーの非難を転用して、次のようにロックの用語法を批判する人がいるかもしれない。——ロックは確かに所有権を「プロパティ」と呼ぶこともあった。しかしそれだけでは不十分である。彼はそもそも所有の対象である物を「プロパティ」と呼ぶべきではなかった。ところが彼は所有権とその対象物とともに同じ「プロパティ」の名で呼ぶことによって、所有権という人格間の法的関係があなたも物理的な物体であるかのように誤って考えている、あるいは考えさせるのである——。

だが私はこのヴァージョンの批判も成功していないと

考える。今日民法を学ぶ学生は、所有権に代表される物権も単純な人と物との関係なのではなくて、人と人との関係だという点では債権と同じであって、ただ義務の内容や義務を負う者が違うにすぎないということを聞かされる(たとえば星野「一九七三」六ページ)。また英米の法学では(それ以外でも?)、所有権とは単一不可分のものではなく「権利の束 (bundle of rights)」だということが常識化している (Brocker [1992], pp. 395-9)。また森村「一九九五 a」六一七ページも参照)。今から三世紀以上も前に『統治論』を書いていたロックは、現代の大学の法学部やロースクールで教育を受ける機会に恵まれなかったために、その哲学的知性にもかかわらず、所有権を物理的な物と混同する、あるいは人と物との間だけの関係と混同するという間違いを犯して、「プロパティ」を「所有権」と「所有物」の二つの意味で使ってしまったのだろうか? そんなことはない。ロックは「プロパティ」をこの二つの意味で使っているとはいえず、彼がそれをどちらの意味で使っているかはほとんどいつも明らかである。彼は所有権とその対象物とを明確に区別している。また彼が所有権を人格間の関係として

把握しているということはすでに示した通りである。

しかしもとに戻って、カントは〈労働所有論者は所有権を所有物と混同した〉と考えたのだろうか? プロッカーはそう考えているようだが、私はそう考えるべき理由を知らない。カントが労働所有論者は「物件を擬人化」していると述べた個所が証拠になるだろうか? しかしこの表現を文字通りにとるならば、物は所有権と混同されているのではなくて、所有者に対する債務者と見なされているはずである。

むしろカントがロックの主張したような労働所有論を非難する論拠は、本節の冒頭に引用した第十七項の文章からわかるように、〈労働所有論者は所有が人格間の関係だということを見落とした〉というものである。だがこの論拠は妥当ではない。労働所有論者の中には不注意な人がいて、所有が物に関する所有者の地位であるということに関心を集中した余り、それが人格間の関係でもあるということを見落とした人がいたかもしれない。(それと同様に、労働所有論の批判者の中には、所有が人格間の関係だということに関心を集中した余り、それが物に関する関係でもあるということを見落としている

人がいるのではないか?)しかしそれが労働所有論の代表者であるロックにはあてはまらないということは、すでに証拠をあげて示した。

それなのにカントが労働所有論者に〈所有が人格間の関係だということを見落とす〉という濡れ衣を着せる原因はどこにあるのか? それは三ページ前に引用したプロッカーの文章が指摘あるいは示唆しているように、労働所有論者が所有権の根拠として労働を持ち出したのに対して、カントは所有権の根拠のためにはすべての人の同意が必要だと考えたということにある。彼は次のように書いている。

取得の理性的権原は、もっぱら一個のア・プリオリに結合した(必然的に結合すべき)万人の意志という理念の中だけにあるのであって、この理念は、今の場合、必要条件(*conditio sine qua non*)として暗黙のうち前提せられている。なぜなら、一方的意志によって、他人に対し、彼がさもなければ負わなかったであろうような拘束性を課することはできないからである。[Kant [1919]第十五項。アカデミー版二六四

ページ。邦訳三九二ページ]

カントはまた、本節冒頭に引用した第十七項の文章の後でこう書いている。

或る物件のいかなる占有者にも對抗しうる権利とは、或る客体を利用しうる個別的意思(*Willkür*)の権能を——ただし、この意思が総合的・普遍的意志(*Willie*)に含まれ、この意思の法則と調和すると考えられる限りでの、そうした意思の権能を——意味するにほかならない。「アカデミー版二六九ページ。邦訳三九八ページ」

つまりカントは、所有権の取得は他者に拘束を課するものだから、そのためには万人の同意が必要だが、労働という一方的な行為ではその条件を満たさない、と主張しているのである。もっともカント自身が持ち出す先占という獲得の要件が労働以上にこの条件を満たすと考えるべき理由はないということはずで指摘した。

だがカントの主張にとってもっと根本的な問題はこう

である。本当に他人に何らかの拘束を課するためには、必ず万人の意志の一致が必要なのだろうか？ われわれの生活を振り返るならば、そうだと普通考えられていないようである。確かに債権債務関係を発生させるには通常契約が必要とされる。しかし義務の発生のために、万人の承諾はおろか、義務を負う者の合意も必要ではないと考えられているケースは多い。親は子供を出産することによって、その子の生命や基本的人権を害してはならないという、それまでなかった義務を他の人々に負わせる。また他人の権利（財産権だけでなく人格的な権利も含む）を侵害した加害者は、自分が合意したわけでもないのに、損害賠償や復旧の義務を課されることが多い。また誰かがある発言をするとき、その発言を故意に誤って引用して発言者に帰してはならないという義務を他人に課している（正しく引用すべき積極的義務までではないが）。それと同様に、労働による原始的な取得にも他人の合意は必要でないと考えることができないだろうか？

カントはそう考えることはできないと主張する。彼のこの主張を、私は「所有の合意説」と呼ぶことにするが、それはいかなる仕方でも論証されているだろうか？ 二つ

の解釈ができる。第一は、カントは所有の合意説を、〈所有権とは人格と人格との関係だ〉という命題——以下これを「所有の人格間的性質」と呼ぶことにしよう——から導出しているという解釈である。前に引用したブロッカーはこれを取っているようだ。第二は、カントは所有の合意説を、もっと一般的な契約主義道徳理論から導出しているという解釈である。私は『法論』のテキストからは、このいずれの解釈も成立すると思う。むしろカントは明示的ではないがこの二つの方法の両方とも利用しているように思われる。

しかしこの二つの方法のうち、第一の方法は non sequitur である。第二の方法はそれ自体としては正当なものだが、成功裏に実行されているとは言えない。そしていずれの方法によっても、カントは所有権を他の自然権あるいは基本権——たとえば人身や信教や思想の自由——と区別していないし、また労働ではなしに先占が取得の方法であることを論証していない。もっと根本的には、カントは所有という制度の存在理由を十分明らかにしてはいない。——私の以上の主張を次に敷衍しよう。

まず、第一の方法、つまり所有の人格間的性質から所

有の合意説を導き出す試みには、論理の飛躍がある。所有権が人間間の関係だという、「所有」という言葉の通常の意味からすれば)分析的な真理から、所有権の正当化のためには万人の合意が必要であるという規範的な主張は直接には出てこない。万人の合意によらない権利はいくらでも考えられるからである。実際、自然権とか基本的人権とかいった観念は、万人に合意されなくても認められるべき権利として考えられることが多い。ところがカントと彼による労働所有論批判の追隨者たちは、所有権の概念規定の問題と所有権の正当化根拠の問題とを混同している。あるいはもっと正確に言えば、前者への解答からは出てこない命題を後者に持ち込んでいる。

次に、所有の合意説弁護の第二の方法、つまり一般的な契約主義道徳理論からの導出について言えば、カントはそれを簡潔に述べてはいるが、契約主義道徳理論自体を論証してはいない。歴史的・経験的な裏づけを持たなかった古典的な社会契約論(ロックもそれに属するが)と区別される、理性的な人物ならば合意するであろう道徳を提唱する仮説的契約主義理論が、今日ロールズやゴーストといった有力な哲学者によって提唱されている。

カントの「ア・プリオリに結合した万人の意志」はその先駆と見ることが出来る。だが今日の仮説的契約主義者がそれを論証しようとしている(その試みがどの程度成功しているかは問題だが)のに対して、カントはそれを『法論』で前提しているにすぎない。「一方的意志によっては、他人に対し、彼がさもなくば負わなかったであろうような拘束性を課することはできない」(Kant [1919]第十五項。アカデミー版二六四ページ。邦訳三九二ページ)というだけでは不十分である。なぜならすでに述べたように、たとえば基本的人権が人々に課す拘束には合意が不要だと考えられることがあるからである。もっとも基本的人権なるものも仮説的契約によって正当化されねばならないとする立場もありうるが、カントははっきりその立場を取っているわけではない。

ここで所有権とそれ以外の自然権の区別というトピックに移ろう。カントは右に検討した二つの方法によって所有の合意説を唱えたが、両者の方法はいずれも、所有権だけでなく、自然権を含むいかなる権利をも合意に依存させることになるのである。人身の自由も思想の自由も、他者にその自由の侵害を禁ずるという拘束を課して

いる。この点では所有権もその他の自然権も全く変わら
ないから、カントもその追隨者も、論旨を一貫させるた
めには、所有の合意説ではなくて権利一般についての合
意説も取るべきである。つまり私が前の段落の末尾で述
べた、徹底した仮説的契約主義を取るべきなのである。

そしてかりに仮説的契約主義と所有の合意説を取ると
しても、そのことはただちにカント流の先占理論に結び
つくわけではない。労働所有論者は、〈理性的な人物な
らば、資源に最初に労働を加えた者がその物の所有権を
取得するというルールに合意するだろう〉と主張する論
拠をロックの労働所有論の中に見いだすことができる。
ところがすでに四七―四八ページで述べたように、カン
トは先占による根源的取得というルールに万人が合意す
るだろうと考えるべき理由を何ら提出していない。

もっと根本的な問題として、カントの所有論では、
個々の所有権取得の正当化とは区別された、私的所有と
いう制度全体の正当化もあまり説得的ではない。カント
はこの問題に『法論』の第二項で触れているが、その要
旨は「所有が人間に不可能だとしたら、自由は形式的に
は普遍法則に従って存立可能（万人の自由と調和可能）」

かも知れないが、実質的には自由の人間的内実を欠くこ
とになり、人間の生活の原理たるに値しないものとなっ
てしまいうだろう」（三島「一九九二」一七ページ）とい
うものである。しかしこの議論はあまりにも抽象的であ
る。たとえば、自由な意思行使のためにはどのような対
象物のどのような所有が必要なのだろうか？ それはご
くわずかの物の所有でも構わないのか？ また人々が現
実に持っている自己所有の道徳的感覚や、所有権制度の
経済的効果や、人々の安楽な生活のために私有財産が果
たす役割といった経験的要素を無視している点でも、カ
ントの議論には不満が残る。一方ロックは、〈労働によ
る価値の創造は創造者に帰されるべきである〉という個
人權の根拠と〈人類の生存と繁栄のためには所有権制度
が有益である〉という帰結主義的根拠によって所有権制
度を正当化していた（森村「一九九五b」第三節1）。
こちらの方がよほど説得力があるだろう。私は四八ペー
ジで、カント所有論が否定的な評価や軽視を受け続けて
きた原因として先占のドクトリンをあげたが、そのもう
一つの大きな原因は、所有制度の意義の考察が説得力を
欠くことである。

カントの所有論は、ロッキの労働所有論の批判の面でも、もっと積極的な主張の面でも、重大な欠陥を抱えていた。私は本節の論述が、カントの『法論』の所有論を積極的に評価しようとする、最近の学界の一部の動向に、少しでも水をさすことを期待する。

三 ヒュームの『道徳原理の研究』

ヒュームは『人間本性論』の後に書いた『道徳原理の研究』では労働所有論をあなたがち否定していない。彼は「正義に関する若干のさらに進んだ考察」と題された補論の中の脚注で、次のように述べている。

所有の分離あるいは区別が存在すること、またこの分離は変動がなく恒常的であることは、社会の利益にとって絶対的に必要とされ、その故に正義と所有権の起源ともなるのである。どの所有物が特定の人物に割り当てられるかは、一般的に言って大して重要ではなく、しばしば甚だつまらぬ見解や考慮によって決定されるのである。一、二、三の事項を述べてみよう。

[Hume [1975], p. 309. 邦訳一八五ページ]

この脚注は続いて、現在の占有、先占あるいは最初の占有、労働(labour)と勤勉(industry)、相続、添附という五つの所有の規則をあげて説明する。大槻春雄は本稿冒頭に引用した『人間本性論』の脚注への訳注で、「そこ『道徳原理の研究』で挙げられる原理を本節と比較すると、時効が省かれて、労働の他に私的人情(private humanity)が加わっている」と述べている。労働が『道徳原理の研究』で新しくはいったことは事実だが、時効についてはその本論第三章「正義について」の第二節でも、「時には効用性と類推が全く働かなくなり、正義の法が全く不確定のままに置かれる場合がある。かくして時効または長期の占有が所有権をもたらすことが大いに必要となってくる」(ibid., p. 196. 邦訳三五ページ)と言われているから、結局この二つの著書における所有の規則の内容の相違は労働だけになる。なお大槻が最後にあげた「私的人情」は、以下の引用からも分かるように、現在の占有等のような所有の規則の一つではなく、それらの規則を生み出す考慮の一つだから、両者を並列させるのはカテゴリー・ミステイクである。

ではなぜ『道徳原理の研究』のヒュームは労働という規則を新たに加えたのだろうか。それを知るためには、私が右に冒頭部分だけを引用した脚注の中で、彼が労働による所有について書いていることを見るにしくはない。

木を切り倒して物を形造るとか、畑を耕す等々におけるように、ある人がそれまで誰にも所屬していない何らかの対象に労働と勤勉とを与える場合には、彼が産出する変化は、彼とその対象との間の関係を生じさせ、所有権の新たな関係によって、それを彼に付加するよう自然に我々を誘導する。この実例は、ここでは勤勉と労働の促進の効用に存する公共の効用に一致するのである。

この実例においては、おそらく所有者に対する個人的な人間性「私的人情」もまたその他の動機と協力し、彼が汗と労働 (Sweat and Labour) で獲得したものの、また内心いつまでもそれを享受するであろうと信じてきたものを彼に委ねるよう我々を誘導するのである。というのは、正義の徳は個人的な人間性と余りにもしばしば矛盾する故に、後者が前者の起源になる

ことは決してありえないが、それでも所有の分離と恒常性の規則が、一旦社会の欠くべからざる必要によって形成されると、個人的な人間性と他人に辛苦を与えることに対する嫌悪とが、特殊な実例において、特殊な所有権の形成を生じさせるからである。[ibid., p. 309, 邦訳一八六ページ]

つまりヒュームは労働がもたらす変化が人々の想像力と「個人的な人間性」を駆って、所有権を認めさせるに至るが、それは公共の効用のためになると言っているのである。このことは彼が同じ本の前の部分でも、「ある人の技術または勤勉によって生産され、あるいは改良されるものは何であれ、このような有用な習性や才芸を奨励するために、永久に彼に保証されるべきであることが分らない人がいるであろうか」(ibid., p. 195, 邦訳三四ページ)と言っているのと調和する。

このようにして、ヒュームは『道徳原理の研究』では〈労働による所有〉の観念を説明している。だがそれはロックの労働所有論とは微妙に異なっている。ロックは〈自分の労働によって創造したものは正当に自分のもの

である」という個人的権原の考慮に訴えているが、この考慮はヒュームが「個人的な人間性」と呼ぶ感情に属するだろう。他方ヒュームは主として公共の効用という全体的な帰結主義的理由によって、労働による所有という規則を正当化している(Brocker [1992], p. 541 n. 49)。これに比べると、労働者とその労働の対象の関係とか「汗と労働」とかいった要素は相対的に重要ではないのである。(ただしロックにとっても、「汗」つまり労働が苦しいものであるという事実は、労働の創造性に比べて重要でなかったと私は考える。森村「一九九五b」第三節1(2)を見よ。)

さらに言えば、ヒュームにとっては公共の効用さえも、所有権がともかく確立しているということの必要性ほど重要ではない。彼は『人間本性論』の中では、所有権の個別的な規則が専ら人と対象物との間の想像上の関係によるものでしかないと強調していた。『道徳原理の研究』になるとヒュームは所有権の規則の存在の効用だけでなく、その規則の具体的内容の効用をも指摘している。しかしそこでさえも、彼は上記の脚注を次のように終わらせている。

要するに、我々は人々の所有における分離と恒常性の必要性と、特定の対象を特定の人物に割り当てる規則とを、常に区別しなければならぬ。前者の必要性は明白かつ強力であり、不可抗である。後者はより軽く取るに足りない (more light and frivolous) 公共の効用に、個人的な人間性と個人的辛苦に対する嫌悪との感情に、実定法に、判例、類比および創造力の非常に細かな結合とによるであろう。[Hume [1975], p. 310, 邦訳一八七ページ]

四 三人の所有論の優劣

最後のこの節はロックとヒュームとカントの所有論の優劣比較を行う。

私は第二節で、カントがしているロック的労働所有論批判の検討に、本稿全体の中で不相応なほどの枚数を与えてしまったが、それはカントの議論がどれほど大きな欠陥を持っているかを示すためだった。彼の所有論の中で高く買うべきものがあるとしたら、それは社会契約論的所有権論の一つの可能性を示唆したという点だろう。

だがそれはわずかに素描されたにとどまったし、またその論証には飛躍があった。

三人のうち重要なのはロックとヒュームである。私は本稿を『人間本性論』の一つの脚注の徹視的な検討から始めたが、最後はこの二人の所有論をもっと広い視野から比較してみたい(以下の議論については下川「一九九四」、特に四六一―四八ページも参照)。

ロックにとつては、所有権は人間の能動的行為能力に基づく個人の自然権だった。彼はカントやその追隨者たちが批判するように物に対する個人の物理的支配と所有権とを容易に同一視したわけではないが(前述第二節前半)、専有の正当化の段階で両者の間に密接な関係を認めた。ところがヒュームにとつては、所有権はあくまでも全体的な効用をもつゆえに人々の間の交渉を通じて発生した規約的な権利にすぎなかった。ヒュームの所有権は「法の遵守という実践によって構成される概念」(下川「一九九四」四五ページ)であり、それも各人が権利について主体的な規範的主張や要求をするという事実をあまり重視しない、「極端に社会化された権利観念」(同上・四六ページ)である。それは私的所有権が社会全体

の利益とは独立に——時にはそれと対立しても——主張されることを軽視する。

ヒュームが述べている所有権の自生的な発生の方に問題はあつた。彼は外物に対する人の占有(事実上の支配の能力)の有無と範囲は想像力によってしか決められなると考えた(Hume [1975], pp. 506f. また下川「一九九二」一一―一三ページも参照)。この想像力とは、類似した観念や関係を心の中で結合させてしまうことである。ヒュームは所有権の規則の具体的内容の説明にあたって、『人間本性論』第一巻の因果性論で利用した、観念連合というお気にいりの発想をここでも十分に利用——むしろ濫用?——して(Plamenatz [1963], p. 310と土屋「一九九三」三〇―一ページを比較せよ)、効用などそれ以外の要素に、『人間本性論』ではほとんど役割を与えず、『道徳原理の研究』でも副次的な役割しか与えなかったのである。またヒュームは、すぐ後で述べる(資源の希少性)という要素を重視しすぎたためだろうか、ロックが強調した労働の創造性もほとんど無視した。この最後の点ではヒュームとカントは欠点を共有している。

こうして見ると、所有権の規則についてのヒュームの

「歴史的」な説明がロックの「理念的」な説明よりも優れているとは一概には言えない。(私がここでかきかっこを使ったのは、この性格付けが誇張される傾向があると思うからである。ロックについて永山「一九八八」、特に一九一二五ページも参照。)さらにヒュームの所有論は、その道德理論全体の記述的・自然主義的性質のために、ロックと違って所有の問題について十分に規範的・批判的な観点を与えないという不満が残る。

所有論の中でヒュームがロックに勝る点は、所有の制度を必要ならしめた原因として、人間の利己性と資源の乏しさをあげた(Hume [1978], p. 494, 邦訳六九ページ。また Hume [1975] 第三章第一節)ことにむしろ求められるべきである。ある資源が生活に必要だとしても、それが無尽蔵にあっていくらでも入手できるならば、それに対する排他的支配である所有権の主張など不必要だったろう。あるいは資源は有限でも人々が全く利己性を失ったならば、人々は「私のもの」と「汝のもの」とを区別する理由も失うだろう。——今日では経済学の基本的前提として常識化しているこの発想も、ロックの議論の中には少なくとも明確な形では現れていなかった。

ヒュームの所有論の特長は、ロック的労働所有論を直接批判する部分ではなく、むしろ右の点と、実定的所有権の形成過程の社会性を重視した点にある。一面的でない所有論のためには、ロックの洞察もヒュームの洞察も共に必要である。

本稿は森村「一九九四」「一九九五」と補いあう面があるので、それと併読していただければ幸いである。

参考文献

(一) 内の出版年は、初版のものではなく、私が利用した版のものである。従って一六九〇年に出版されたロックの『統治論』は、Locke [1988]と表記される。邦訳のあるものはその訳文を利用させていただいたが、断らずに少々表現を変えた部分もある。

下川潔「一九九二」「ジョン・ロックのプロパティ概念」『イギリス哲学研究』第十五号

——「一九九四」「ヒュームのプロパティ概念」『倫理学年報』四十三「慶応通信」

高橋洋城「一九九三」「法的理性批判」としてのカント所
有論(一)」「『法政研究』第六十巻第二号

田中正司「一九七九」「市民社会理論の原型」御茶の水書
房

- 土屋恵一郎「一九九三」『独身者の思想史』岩波書店
- 永山了平「一九八八」『ジョン・ロックと十八世紀イギリス政治思想』山下重一編著『近代イギリス政治思想史』木鐸社
- 星野英一「一九七三」『民法概論Ⅱ 第一分冊 物権』良書普及会
- 松本和彦「一九九二」『カント法哲学の超越論的性格——W・ケルスティンゲの所説を中心として』『法学研究』第六十五卷第十二号
- 「一九九三」『カント法哲学の超越論的性格——所有権論の超越論哲学的基礎づけ』『北陸法学』第一卷第一号
- 「一九九四」『カント法哲学の超越論的性格——所有権論を中心として』『法哲学年報 一九九三』有斐閣
- 三島淑臣「一九九二」『近代の哲学的所有理論』『法哲学年報 一九九二』有斐閣
- 森村進「一九九四」「一九九五b」『ジョン・ロック所有論の再検討(一)(二)・完』『一橋大学研究年報 法学研究』二六—二七
- 「一九九五」『財産権の理論』弘文堂
- Brocker, Manfred [1992], *Arbeit und Eigentum. Der Paradigmenwechsel in der neuzeitlichen Eigentumsstheorie*. Wissenschaftliche Buchgesellschaft.
- Grunebaum, J. O. [1987], *Private Ownership*. Routledge.
- Hume, David [1975], *Enquiries concerning Human Understanding and concerning the Principles of Morals*, ed. L. Selbie-Bigge, Oxford U. P. (邦訳・渡部峻明訳『道徳原理の研究』(哲書房、一九九三年))
- Hume, David [1978], *A Treatise of Human Nature*, ed. L. Selbie-Bigge, Oxford U. P. (邦訳・大槻春彦訳『人生論』(全四冊、岩波文庫、一九四八—五二年)特に第四分冊)
- Kant, Immanuel [1919], *Metaphysik der Sitten, 1 Teil, Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*, ed. K. Vorländer, Verlag von Felix Meiner. (邦訳・加藤新平・三島淑臣訳「人倫の形而上学・法論」『世界の名著カント』(中央公論社、一九七九年))
- Kolin, Andrew [1992], *The Ethical Foundations of Hume's Theory of Politics*, Peter Lang.
- Locke, John [1988], *Two Treatises of Government*, ed. P. Laslett, Cambridge U. P. (邦訳・宮川透訳(第二篇のみ)「統治論」『世界の名著 ロック ヒューム』(中央公論社、一九八〇年))
- Plamenatz, John [1963], *Man and Society*, Vol. 1, Longman.
- Waldron, Jeremy [1988], *The Right to Private Property*, Oxford U. P. (一橋大学助教授)